

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成19年12月19日

場 所 第3委員会室

平成19年12月19日（水曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

総合政策本部

1. 平成20年度重点施策（中山間地域・植栽未済地対策）及び中山間地域振興に関連する最近の国の動きについて

地域生活部

1. 集落の現状に関する調査結果（基本調査）について

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（14人）

委員	長	河野哲也
副委員	長	松田勝則
委員		緒嶋雅晃
委員		坂元裕一
委員		野辺修光
委員		濱砂守
委員		中野一則
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		黒木正一
委員		太田清海
委員		高橋透
委員		西村賢
委員		田口雄二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	村社秀継
総合政策本部長次長	渡邊亮一
総合政策課長	土持正弘

地域生活部

地域生活部長	丸山文民
地域生活部次長 （地域政策担当）	森山順一
部参事兼 生活・文化課長	日高勝弘
地域振興課長	湯浅真一

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 （特別委員会担当）	河野龍彦
議事課主査	隈元淳二

○河野哲也委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付の日程案をごらんください。まず、3の概要説明についてであります。御案内のとおり、平成20年度の県の重点施策におきまして、中山間地域対策及び植栽未済地対策が位置づけられたところがございます。今回は、総合政策本部から、この重点施策の内容及び中山間地域振興に関する最近の国の動きにつきまして説明をお願いしたいと思います。また、地域生活部が進めておりました集落の現状に関する調査結果につきまして、その結果がまとめられましたので、報告をいただきたいと考えております。

なお、お手元に当委員会の県内、県外の調査結果の概要をA3判にまとめておりますので、

質疑等の参考にしていただければと考えております。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野哲也委員長 それでは、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○河野哲也委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総合政策本部においでいただきました。

早速であります、概要説明をお願いいたします。

○村社総合政策本部長 本日は、お手元にお配りいたしております中山間地域振興対策特別委員会資料に基づきまして、御指示のありましたテーマ等について御説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思っております。本日のテーマであります「平成20年度重点施策」とあわせまして、去る11月30日に国において決定されました「地方再生戦略」及び「地方再生モデルプロジェクト」について御説明させていただきたいと思っております。

私のほうからはその中から、平成20年度重点施策の概要について御説明させていただきます。

右側の1ページをごらんいただきたいと思っております。副知事を本部長といたします新みやざき創造戦略推進本部におきまして、以下の三つの重点施策が決定したところでございます。中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策の3項目でございます。これを平

成20年度に特に重点的に取り組む施策テーマとして決定したところであります。これを受けまして、当初予算編成方針におきまして、平成20年度の重点施策に係る新規改善事業の要求については1.5倍の要求枠を認めるとされたところでございます。重点施策に基づいて予算要求枠の特例措置が講じられるのは初めてのことでありまして、目に見える形で施策の重点化が図られるものと考えているところでございます。

中山間地域につきましては、御案内のように過疎化、高齢化の進展に伴い、生活利便性や集落機能の低下など非常に厳しいものがあります。都市と地方との格差が広がる中で大変憂慮すべき状況にあると認識いたしているところでございます。このようなことから中山間地域対策を平成20年度重点施策の一つとして掲げたところでございます。中山間地域の活力再生を図るため、その現状や課題をしっかりと把握した上で、短期的・中長期的施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。具体的な施策につきましては、20年度当初予算案の中でお示しし御検討をお願いすることになると思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

詳細につきましては総合政策課長から説明をさせていただきます。私からは以上でございます。

○土持総合政策課長 それでは、私のほうから御説明を申し上げたいと思っております。

まず、本部長が御説明しました内容とダブリますが、平成20年度重点施策についてでございます。資料はそのまま1ページでございます。本年6月に策定いたしました新みやざき創造計画におきまして、今後4年間に優先的に取り組みます重点施策として新みやざき創造戦略を掲げているところでございます。厳しい財政状況

の中、その予算編成に当たりましては、選択と集中の理念のもと、真に必要な施策・事業についてさらに重点的措置を講じる必要があると考えております。このため、新みやぎ創造戦略に掲げます重点施策、本県が直面します喫緊の課題を踏まえまして、平成20年度においては、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策の三つのテーマを特に重点的に取り組む施策として部局横断的に推進することとし、当初予算編成方針にも反映させることとしたところでございます。

まず、一つ目が中山間地域対策と植栽未済地対策でございます。本県の県土の多くを占める中山間地域におきましては、人口減少や高齢化の進行等によりまして地域活力が低下しており、維持・存続が危ぶまれる集落も見られるところでございます。また、森林・林業においては、現在約2,000ヘクタールの植栽未済地が存在し、水資源の涵養や山地災害防止など森林の有する公益的機能の低下が懸念されております。このような厳しい状況を踏まえ、中山間地域の振興や植栽未済地の解消を重点施策の筆頭に掲げたところでございます。次に、少子化や医師不足といった課題に的確に対応するために子育て対策と医療対策を、さらに、近年の建設投資の大幅な減少や入札制度改革によりまして大変厳しい環境にあります建設産業対策を掲げたところでございますが、これらの取組も、中山間地域における生活環境、地域経済と雇用を支える観点から、広く中山間地域対策にもつながるものであるというふうに考えております。

以上、いずれも解決が困難な施策テーマでございますけれども、現在、各部局とも知恵を絞りながら事業化に向けた検討を行っているところでございます。特に中山間地域対策につきま

しては、これまでさまざまな施策・事業を講じてきたところでございます。新たにどのような取組が可能なのか、総合政策本部といたしましても部局横断的な視点から積極的に提案を行っていきたいと考えております。先ほど本部長のほうからも説明をいたしましたように、この重点施策に係る新規改善事業の要求につきましては1.5倍の要求を認めることとされたところでございまして、政策主導の予算編成によって施策の重点化が図られるものというふうに考えております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。地方再生戦略についてでございます。御承知のとおり地方再生戦略は、国の最重要課題であります地方再生のための総合的な戦略を取りまとめたものでございまして、去る11月30日に政府の地域活性化統合本部において決定されたものでございます。この戦略には、後ほど御説明をいたしますけれども、維持・存続が危ぶまれる集落、いわゆる限界集落を念頭に置いたと思われる、基礎的条件の厳しい集落に関する施策展開などが盛り込まれておりますことから、国における動きということで、本日御説明をさせていただきますものでございます。

まず、「第1 地方再生の基本的考え方」の「1 基本理念」のところでございますけれども、丸の二番目にありますように、地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要であるというようなこととか、丸の四番目、最後のほうになりますが、人口減少時代に突入した我が国において、この地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続することにより、内閣が目指す「希望と安心の国づくり」を実現するというようなことが掲げられております。

次に、2の「地方再生5原則」でございますけれども、地方再生5原則として、①の『『補完性』の原則』から、⑤の『『透明性』の原則』までが掲げられております。

次に、3の「取組の進め方」でございますけれども、地方再生5原則のもとで、政府一体で地方再生を総合的に推進しますとともに、地方都市、農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を推進するとされております。

右側、3ページでございますが、「第2 地方再生の総合的推進」の「1 地域の声に応える相談窓口の一元化」についてでございます。これまで以上に地域の声に耳を傾けるために、地域活性化に関する国の相談体制をワンストップ化するとされております。

2の「政府一体となった総合的な支援の推進」についてでございます。平成20年度に、地域の住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する新たな取組、いわゆるソフト事業として「地方の元気再生事業」を創設するとされております。この事業は、各省庁による地方再生の取組の方向性を定める、いわば地方再生戦略の核となる役割を担うものではないかと考えております。事業概要について掲載をしておりますけれども、説明は省略させていただきたいと思いません。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。第3といたしまして「地方の課題に応じた地方再生の取組」でございます。1の「地方再生の取組の考え方」についてでございます。地方再生については、地方の実情は多岐にわたり一様ではないことから、生活者や担い手の視点に立って、よりきめの細かい取組を具体的に

提示する必要があることから、表に掲げましたとおり、地方の課題を、コンパクトシティの推進等による経済活動の活発化が求められる地方都市、農林水産業等の持続的な発展等が求められる農山漁村、その中でも特に、国土保全の最前線の役割を担いながらも高齢化に直面する中で生活機能の維持等が必要な基礎的条件の厳しい集落、これを抜き出しまして三つの類型に分けてとらえることとされております。

また、4ページの下の方でございます、三つ目の丸、地域における生活者や担い手の営みに着目し、「生活者の暮らしの確保」、「地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興」、「地域内外にわたる交流を通じた地域の発展」、この三つの分野を柱に省庁横断的に一体的な施策展開の考え方をまとめることとされております。米印のところに記載しておりますけれども、その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野についても、地域の実情に応じて一体的に対応できるよう施策展開をすることとされております。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。2の『『基礎的条件の厳しい集落』に関する施策展開の方向』についてでございます。基礎的条件の厳しい集落については、国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の伝承等のさまざまな多面的機能を有しているなど、国民生活の面から見ても高い価値を有していることを踏まえ、集落の状況や住民の不安、要望について十分な目配りを行いつつ、集落を活性化し、住民の生活の維持を図ることを目指すこととされております。

そして、施策展開の方向の具体的内容といたしまして、まず、生活者の暮らしの維持確保の観点から、黒ポツで記載しておりますように、

広域救急医療体制の整備や遠隔医療による地域医療の確保、高齢者の介護・福祉サービスの確保、高齢者の集合住宅の整備、こういったものが掲げられております。

次に、担い手による地域の産業の再生の観点から、建設業等からの参入者や意欲のある地域の担い手を中心となった産業、暮らし、交流全般にわたる総合的なビジネス展開への支援。地域食材等の地域資源を生かした地域産業の活性化や新たな産業の創出などが掲げられております。

次に、域外との交流の維持・促進の観点から、二地域居住やUJIターン等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流などが掲げられております。

最後に、地域コミュニティの維持・再生の観点から、集落機能の担い手の雇用の場の確保、へき地の学校の教育条件の確保などが掲げられているところでございます。

このように国において各分野にわたりまして総合的な展開を図っていくこととされておりますので、県といたしましてもこのような取組を十分参考にしながら施策展開の具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

地方再生戦略については以上でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。「地方再生モデルプロジェクトについて」であります。

1の「概要」についてでございますが、このプロジェクトは、国が、本県を含みます有効求人倍率0.7未満の八つの道県において、地域の活性化に寄与するプロジェクトを発掘、構築し、さまざまな支援施策を緊急かつ総合的に実施するものでございます。

2の「経緯」についてでございますけれども、去る10月30日に国のほうが地方再生モデルプロ

ジェクトに取り組む旨発表を行ったことを受けまして、県のほうでは直ちに庁内及び各市町村へ検討を依頼したところでございます。あわせて、私どものほうで、9月に地域再生計画の承認を受けました西臼杵3町を中山間地域の代表として、また、地域再生計画の事前協議を行ってございました宮崎市、日南市に対しまして事業アドバイスをを行ったところでございます。結果として、他の市町村からの応募はございませんで、県といたしましては当該市町村から提案されました事業をもとに種々協議、調整を行った上で、これを国に申請いたしまして、去る11月27日に2件のプロジェクトとして国の採択を受けることになったものでございます。

3の「採択内容」でございますけれども、「西臼杵観光振興プロジェクトと『青島再勢』による観光活性化プロジェクト」の2件が採択されたところでございます。

①の「西臼杵観光振興プロジェクト」について御説明申し上げたいと思います。右側7ページにポンチ絵がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。右の図にありますとおり、このプロジェクトは、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町が実施主体となりまして、西臼杵と熊本・阿蘇地域との連携強化のため、熊本・阿蘇からのバスの実証運行、それから管内の観光名所を回りますデマンド型乗合タクシーの実証運行を行いますとともに、福岡、熊本、宮崎市内からのモニターツアーの実施や観光スポットを周遊する西臼杵フリーパスポートの試行等を行うことによりまして、広域的な観光振興を図ろうとするものでございます。なお、このプロジェクトにつきましては、国の記者発表におきましても、基礎的条件の厳しい集落における地域活性化を図るモデルケースとして大き

く取り上げられたものでございます。

②の「『青島再勢』による観光活性化プロジェクト」につきましては、宮崎市の道の駅「フェニックス」の魅力アップや鶴戸神宮の参道の再生を柱とするものでございますが、詳細につきましては省略させていただきます。県といたしましては、引き続き、国や関係市町村との連携を密にいたしましてプロジェクトの円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、現在、県におきまして平成20年度当初予算の新規・改善事業の検討を行っておりまして、各関係部局におきまして、本部長が申しあげましたとおり、平成20年度重点施策に基づきまして中山間地域対策の事業化の検討が行われているところでございます。総合政策本部といたしましても、今後とも、御説明申しあげましたような国の動きに十分留意しつつ、本県の集落の現状や課題等も踏まえながら関係部局と緊密な連携、調整を図り、中山間地域の活力の再生を図るための短期的・中長期的施策を総合的に展開してまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○河野哲也委員長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

○中野一則委員 まず、1ページですが、2,000ヘクタールの植栽未済地を3年間でゼロにするということですが、植栽未済地の2,000ヘクタールというのは、事前に場所とか地形条件というものの調査がされておるわけですか。

○土持総合政策課長 所管は環境森林部でございますけれども、調査が終わっているように聞いております。

○中野一則委員 これは2ヘクタールが宮崎県内の全体の面積だと思うんですが、これにかか

る3年間の予算というのはどのくらいの予定ですか。後でいいです。

続けますが、きのうも、植栽未済地のことと、ことしの台風4号、5号での山腹災害箇所の説明がありましたが、植栽未済地が被害に遭っていないところもあったりしているわけです。この前から一般質問等でも、広葉樹林の面積を増やさないかとかいろいろありましたよね。この予算で全部植栽ができるのかなという懸念と、広葉樹を植えるところは、そのまま放置しておいても自然に広葉樹は出ないものだろうかということをお伺いしたいと思います。担当じゃないから分からないかもしれませんが、あなたが植栽未済地2,000ヘクタールをすべて植林せんでもいいんじゃないかという気もしたんです。だから、2,000ヘクタールの山の環境、その辺の調査との絡みをお聞きします。

○土持総合政策課長 詳細につきましては環境森林部のほうで御説明があると思いますが、私どもが聞いておりますのは、今委員がおっしゃいましたように、2,000ヘクタールはいろんな機能面から整理ができると。おっしゃいましたような天然林も含めての地域分けはなされているようでございます。そういったものを含めてどういう手法で植林を進めていくのかにつきましては、今、環境森林部のほうが検討いたしておりますので、またこの場でも御説明があるのではないかと考えております。

○中野一則委員 次に、建設産業対策でお聞きしたいと思います。中山間地の建設業は雇用、地域経済に大変重要な産業と書いてありますが、そのとおりだと思いますので、これは一生懸命取り組んでもらいたいと思うんです。

ところが、都市よりも地方の建設業者がより以上に条件が厳しくなりました。せっかく仕事

をとったのに、過去のいろんな条件で返上しなければならぬというケースもあるんです。総合評価ということで、その網にかからないということですね。都市型の建設業者でないと条件をかなえるような建設業は育ちにくいということでしたから、その辺の総合評価の中で、せっかくとったものを返上せないかんことにならないような形で建設産業の育成をしてほしい、このように思います。よく調査してみてください。そういう例があると思うんです。

○村社総合政策本部長 本部としましては、来年度の予算に向けた重点施策テーマということで設定いたしましたけれども、全庁的に担当部署で検討いたしておりますので、最終的には来年度予算案の中できちっとした形で出てくるものと思っているところでございます。

○中野一則委員 次に、2ページの地方再生戦略について、第1の1基本理念の四番目の丸ですが、「人口減少時代に突入した我が国」ということで、最終的には、「希望と安心の国づくり」を実現とありますが、宮崎県は中央に向かって声を大にしてこれを要求していかないと、果たしてこれが実現するのかなと思います。今まで地方はどんどん人口が減少して過疎対策を一生懸命したのに、それでも衰退したんです。ところが、日本全体が人口減少になるということは、都市においても減少するわけですから、そこも対策を打たないかんということになりますよね。そうすると一段と都市と地方、中央と地方というものが熾烈な競争になって、予算もそっちのほうに持っていかれるということになって、今まで以上の予算が獲得できるんだろうかという懸念があるんです。ですから、これは政府も一生懸命、地方再生戦略ということで打ち出しているわけですから、宮崎県は他の県と手を組ん

で、力強く取り組んでほしいと要望しておきます。

それから4ページ、1の二番目の丸の中のコンパクトシティというのは、どういうところを宮崎県内ではイメージすればいいんですか。

○土持総合政策課長 私どもが考えておりますのは、県内9市といたしますか、そういったところを考えております。

○中野一則委員 9市と言われたから安心しましたが、県内の中のまた一極集中にならないように、よろしく願いしておきたいと思います。

最後にしたいと思いますが、7ページ、西臼杵観光振興プロジェクトのプロジェクトのポイントを見ますと、熊本・阿蘇地域との連携強化ということですから、これは阿蘇地域も同じ事業が取り組まれているということなんですか。

○土持総合政策課長 そういうことではございませんで、これはあくまで西臼杵の振興のためのプロジェクトでございます。ただ、西臼杵の観光振興を図っていく上で、阿蘇地域の年間1,900万とも言われております観光客をいかにして高千穂まで呼び込んでくるかということの主眼に置いておりますので、阿蘇地域で同じような事業が行われているということではございません。

○中野一則委員 この事業は県内2カ所が手を挙げてきたという説明でしたが、今からまだ手を挙げられるのかということ、これはずっと継続されるのかということ、地元負担というものもあるのかということ。それから、私の地元では、京町温泉を何とかしてくれ何とかしてくれという要望がある。えびの市には宮崎県に唯一、温泉街の京町があるのに、えびの市が声を上げてこなかったのか。地元から話を聞いておりませんかからわかりませんが、その辺のことをお聞き

したいと思えます。

○土持総合政策課長 この事業は、先ほど御説明いたしました地方再生戦略と同時に、11月8日に経済財政諮問会議がございまして、その中で増田大臣のほうから発表された中身でございます。その際に、来年度は、地方の元気再生事業みたいなソフト面のいろんなプロジェクトの立ち上がり段階を支援すると、今年度につきましては、そのモデルといいますか、リーディングプロジェクトとして全国8道県でやるんだということが報告されております。この事業につきましては、全国展開という意味では、先ほど言いましたソフト事業のほうで来年は展開されますが、こういった形でプロジェクトとしてまとめて支援をしていくのかどうかということについては、現時点ではわかりかねる状況でございます。

それから、今回、なぜ西臼杵と青島かというお話でございますけれども、先ほど申し上げました地方再生戦略の根幹にある部分が、地元の住民の皆様が地域再生のためにいろんな努力をしていることに視点を当てながら支援していこうという面がございまして、西臼杵の場合には西臼杵の雇用拡大協議会というものをつくって一生懸命取り組んでおられまして、9月に地域再生計画の承認を受けたわけでございますけれども、地域再生計画の中で得られる、国の施策で賄えないような部分、後押ししたいような部分を、今回この振興プロジェクトで支援しようということで計画したものでございます。

それから青島につきましても、同じように地元の青島地域活性化の検討会議というものがございまして、青島地域の活性化について住民を交えて宮崎市と協議をされておられまして、西臼杵と同じような地域再生計画で何とかならない

かという相談を国のほうとされております。そういうことが下地にございまして、今回、対象地域として選定されたということでございます。

それから、地元負担の問題でございますが、事業によって、国が10分の10のもの、2分の1のもの等ありますので、地元負担があるものもございまして、ですから、西臼杵3町につきましても事業によって地元負担が出てくるということになります。

○中野一則委員 この事業は、全国の有効求人倍率0.7未満の8道県が指定してあるんですが、宮崎県は先月0.65でしたよね。県内でも0.7を超えているところは該当させずに、それ以下のところを抽出すべきではなかったのか。それと宮崎市は中核市ですから、もっと別途な対応があったんじゃないか、こういうことも思いましたが、どうでしょうか。

○土持総合政策課長 対象県の選定としては有効求人倍率で選定をされまして、県内にどういう形でおろすかということにつきましては、先ほど経緯のところでお説明いたしましたが、庁内はもちろん、すべての市町村に対しまして地方再生モデルプロジェクトに対する事業提案を求めたところでございます。ただ、6ページの資料を見ただけですとお分かりのように、国の発表から検討依頼までが非常に短期間であって、十分な対応を市町村ができるかという心配も我々のほうもございましたので、地域づくりに対する高まりがあるところを念頭に置きながらいろんな指導を行ったところでございます。

○松田副委員長 3ページから伺います。国のほうで地域の声に応える相談窓口の一元化、相談体制をワンストップ化するということがう

たっておりますが、宮崎県においてはこれに応じた活動をお考えでしょうか。

○土持総合政策課長 この事業につきましては、今回、国が一本化される事業は4つ、都市再生とかいろいろございます。地域再生については総合政策本部が窓口になりますけれども、都市再生のほうは、土木なり林務なりそれぞれの縦で事業が進められております。最終的に窓口はうちのほうで一本化して国のほうに手続をとっております。そういう意味で、県の組織としてどうしたらいいのか検討する必要があるかと考えております。

○松田副委員長 最近の報道で、特に中山間地域の活動等々がクローズアップされております。県民も大変こういったものに興味を持っておりますので、「そうそう、総合政策本部はこういったものを受けとめてくれるんだ」ということをもう少しPRされるとよろしいかと思えます。要望しておきます。

○太田委員 先ほど中野委員が質問されたこととダブるかもしれませんが、要望になるかもしれませんが、例の植栽未済地の件で、きのう環境農林水産常任委員会の報告を聞いたんですが、その中で、山腹崩壊の現地調査がなされて、30年以上たったような杉林が崩落しているとか、広葉樹林のところでは崩壊がなかったとか、本当に顕著な調査が出されたようです。それを今後政策の中にどう生かしていくかという常任委員会の中での議論はあったようですが、これをどう生かしていきますという答えがなかったと聞いたんです。山のつくり方の問題等についていろんな方が一般質問でもされております。重点課題として上げておるわけですから、政策の中にその調査結果を生かしていってもらいたいと思えます。これは要望にさせていただきます。

もう一つは、2ページの地方再生戦略についてというところで、基本理念の丸の2番目のところに、「地方と都市がともに支え合う『共生』の考え方」というのがあります。また、2の「地方再生5原則」の③にも「『共生』の原則」というのがうたわれてきたんですが、私も気になって、一般質問でも「共生」を今後テーマとして考えていかないといけないんじゃないかということ質問しました。都市間競争という「競争」だけじゃなくて、「共生」が今からのテーマになってくるんじゃないかと思ったものですから。政府の再生戦略の中に「共生」という言葉が打ち出されてきたんですけど、政府においてはいつごろからこういう言葉がテーマとして打ち出されてきていたのか、そういう予兆があったのかどうか。いきなりこれがぽんと出てきたものなのか、その辺の流れみたいなのは何かありますか。3年ぐらい前から「共生」という言葉は使われてきていますよということなのか、それとも再生戦略の中で初めて「共生」ということが色濃く出されましたということなのか、その辺はどうだったんでしょうか。

○土持総合政策課長 委員がおっしゃった直接的な「共生」という表現では、私どもも今回初めて耳にしました。ただ、この考え方、いわゆる「都市と地方との共生」という言い方でございますけれども、この委員会でも御報告申し上げましたように、都市とそれを取り巻く地方、ここで言いますと中山間地域と置きかえていただいても結構ですけれども、都市の機能、中山間地域が持ついろんな機能が交流・連携という形で共存共栄的な地域づくりをやっていくんだという考え方は、10年以上前から国のほうでも打ち出してあります。それを国と地方との共生という言葉で言いあらわしたのは、はっきり申し

上げられませんが、今回初めてではないかというふうには考えております。

○太田委員 5 ページの一番下の丸の「地域コミュニティの維持・再生」というところで、「へき地の学校の教育条件の確保」、その二つ下には「『新たな公』の創生の支援」とあります。これは、公のものを地方に残していかにやいかんというふうに手前勝手に解釈するんですが、国のほうも地方の再生を図ろうとするのであれば、地方の学校も含めた公をぜひ残してほしいということと、郵政民営化についても国がやることをもう少し変えてもらうといいがなと。そうするともう少し地方の活性化も出るのではないかと。思うと、政府の政策、方針が少し食い違いといいますか、齟齬が生じてきているような気もしまして、ぜひこの辺のところを公できちっと整備していくという視点を持ってもらいたいという意見を持つところであります。要望で上げておきます。

○濱砂委員 再生の見込みのない集落、これは中山間地域の再生の対象になっていますけれども、金融機関が撤退する、郵便局がなくなっていく、生活条件が整わない、離村せにやいかんけれども行くところがない。いわゆる離村難民みたいな人たちも発生する可能性がかなりあると思うんですよ。調査先の資料に銀鏡が載っていますけど。中山間地域の中に、集落によっては維持できない集落が出てきているんですよ。この人たちの受け皿、ぜひここ辺も検討いただきたい。いわゆる集団移転とかいうのが前ありましたけれども、それに似通った地域がたくさん出てきています。高齢者になって病院に行くべきがない、農協が撤退をする。金融機関が撤退するという話もありますから、そうすると年金も手元に届かない。郵便配達を当てにしてい

たんですが、郵便も金融のほうは廃止する可能性も出てきているという地域が東米良地域に出てきています。小さい集落は7から8戸、2から3戸のところもあります。そういったところで今後生活ができるかと。もう、再生は不可能ですから。ここ1から2年のうちに出てくると思いますので、そういったものをどう救済していくかというものも、この中の総合的な中に検討課題として要望しておきます。

○緒嶋委員 西臼杵観光振興プロジェクト、これはいいんですけども、交通サービスの熊本空港—高千穂間というルート、新幹線との絡みも将来出てくる。熊本県も阿蘇観光に対しては新幹線のある程度視野に入れた対策を立てとるわけですね。そうすると空港からもう一つ延ばして、熊本駅—空港—阿蘇—高千穂というルートのほうがいいんじゃないか。そういうことになるのかもしれませんが、矢印が熊本空港となっておりますものだから、そのあたりを考えていったほうがもうちょっと幅が広がるんじゃないかという気がしますので、そのあたりを検討してもらいたい。

○村社総合政策本部長 今の意見ですが、熊本自身が、2011年に新幹線が開通したときに、熊本駅からいかに阿蘇にお客さんを呼び込むかということを今真剣に考えています。したがって、熊本県は熊本駅から阿蘇にどういった形でお客さんを運ぶかということを考えていますので、本県だけではなくて熊本県とも連携して、空港がいいのか、阿蘇駅がいいのか、そういったことを含めていろんなシミュレーションしていこうと思います。

○緒嶋委員 もう一つ。私は、高千穂まで来て熊本に引き返してもらいたくないわけですね。本当は宮崎の方向にいかにお客を誘引するかとい

うのが宮崎県としては大きな課題だと思うんです。その中で九州横断自動車道延岡線が大変重要になってくると思います。それと、大分県は地域高規格で大分一熊本間の高速道路を建設しよる。大分から犬飼までは来て、竹田の近く、大野まで来ておるわけです。これを阿蘇につないで熊本に行くという自動車専用道路なんです。熊本県は、大分から日田を通って鳥栖に行く横断道路がありますが、もう1本高速道路を建設しておるわけです。そういうことになると、延岡線を急がなければ、大分県は横断道路が2本通る、宮崎県はまだ基本計画の状態。東九州は大体めどがつかしましたが、延岡線をいかに早く整備するかということが、宮崎県観光振興のためにも、高千穂観光のためにも、そういう幅の広い戦略的なものを県全体で考えていった中でこういうものを具現化していかんと、局地的な振興だけではどうにもならんと。新幹線も大きな意味ではターゲットにしながら、宮崎県の観光振興をどうするか、雇用対策をどうするかという視点も踏まえながら考えていただきたいということを要望しておきます。

○河野哲也委員長 以上で、総合政策本部からの概要説明を終わりたいと思います。

総合政策本部の皆様は退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

では、地域生活部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

○河野哲也委員長 委員会を再開いたします。

地域生活部においていただきました。

それでは、早速ですが、概要説明をお願いいたします。

○丸山地域生活部長 おはようございます。説明に入ります前に一言お礼を申し上げます。河野委員長、松田副委員長を初め各委員の皆様におかれましては、10月15日から17日にかけて山口県など県外の関係先を、また、10月30日、31日には県北地域の関係先を視察調査いただきまして、まことにありがとうございます。お礼を申し上げます。

座ったままで説明をさせていただきます。

それでは、本日報告します項目について、その概要を説明いたします。

お手元の委員会資料を1枚めくっていただきたいと思います。目次をごらんください。本日は、集落の現状に関する調査結果、基本調査でありますけれども、これについて説明をさせていただきます。この調査は、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握して、今後の集落の整備のあり方に関する基礎資料を得ることを目的に実施するもので、市町村に対してアンケート調査を行う基本調査と、実際に集落に出向きまして集落の代表者に聞き取り調査等を行う特定調査を行うことといたしております。そのうち基本調査としまして、ことしの8月から9月にかけて過疎地域等市町村に対するアンケート調査の結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

詳細につきましては地域振興課長から説明させます。よろしく申し上げます。

○湯浅地域振興課長 集落の現状に関する調査のうち、基本調査の調査結果について御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。「1目的」についてでございます。今回実施しました調査は、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握するとともに、平成13年度に県が独自に

実施した過疎地域集落調査のデータと経年比較し、過疎地域における集落状況の変化を把握すること等により、今後の集落整備のあり方に関する基礎資料を得ることを目的としております。

次に、「2 調査対象地域」についてでございます。今回の調査では、条件不利地域の振興を目的として制定されました過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法の4法の指定地域にある全集落を調査対象としております。平成13年度に実施しました前回調査におきましては、当時の過疎地域自立促進特別措置法の指定地域のみを対象としておりましたので、前回調査地域と今回調査地域とは一致しておりません。

下の表の調査対象地域一覧をごらんください。今回新たに、調査対象地域として、山村振興法の指定地域である都城市の旧山之口町、日南市、西都市、綾町、そして離島及び半島振興法の対象地域である南郷町が新たに加わっており、対象市町村数は21市町村となります。日南市と西都市につきましては表に三角印を記しておりますが、山村振興法により一部地域のみが指定されております。表下の注書きにありますとおり、日南市では鶴戸と酒谷、西都市では三財、三納、東米良のみを調査対象としております。

「3 調査方法」についてでございます。調査方法といたしましては、調査対象地域の21市町村にアンケート調査を実施したもので、全市町村から回答いただきました。

2ページをごらんください。「4 調査結果」の概要についてでございます。まず、(1) 概要でございますが、調査内容の詳細につきましては、後ほどデータなどをお示ししながら御説明いたしますので、ここでは、今回調査の結果について全体的な概略のみをお話いたします。

「① 過疎地域等における集落の現状」についてでございます。ア、平成18年4月30日現在における県内の過疎地域等市町村の集落数は1,243集落でございました。エ、前回調査時と比較した結果、全体的に人口減少や高齢化が進行しており、特に山間地集落においてその傾向が顕著になっております。

次に、「② 集落機能の維持状況」についてでございます。アの集落機能の低下、または維持困難となっている集落は、1,243集落のうち93集落でございます。そのうち約80%に当たる73集落が山間地集落という結果が出ております。

次に、「③ 集落機能の今後の可能性」についてでございます。ア、今後、集落機能の低下が予測される集落は185集落となっております。そのうち約70%に当たる125集落が山間地集落という結果が出ております。

最後に、「④ 集落で発生している問題」についてでございます。市町村アンケートの結果につきましては、ア、「耕作放棄地の増大」「獣害・病虫害の発生」「森林の荒廃」が多く発生しております。

続きまして、3ページをごらんください。「(2) 集落数及び内訳」についてでございます。調査結果を表にまとめ、特徴的な部分を丸で囲むとともに番号を表示し、それに対する説明を表の下に記載しております。その主なものを御説明いたしますので、表の中の丸で囲った部分をごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

表1の丸で囲い①と表したところでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、平成18年4月30日現在における集落数は1,243集落となっております。表1では、この1,243集落について、機能別、距離別、地形別と三つの分野に

分類して分析しております。中心集落から山間地集落まで、それぞれの集落の定義につきましては、表の下に表示しておりますとおりでございます。

まず、機能別に見てみますと、②のとおり、基礎集落が全体の85.9%に当たる1,068集落あります。次に距離別で見ますと、③のとおり、役場から10キロメートル以上離れた遠隔地集落が全体の39.3%に当たる489集落あります。最後に地形別で見ますと、④のとおり、山間地集落が、39.7%に当たる494集落あります。

次に、下の表をごらんください。表2では、集落数の内訳について、機能別、距離別、地形別の3つの分野における前回調査の結果との経年比較をしております。なお、冒頭でも御説明いたしましたが、前回調査と今回の調査では調査対象地域が若干異なりますので、経年比較する場合には、前回調査の調査地域、平成12年当時の過疎地域のみを対象に比較しております。

まず、集落数についてでございますが、①のとおり、前回調査時は903集落でございましたが、今回調査では852集落となっており、数としては51集落が減少しております。ただし、消滅した集落はございませんでした。集落数が変動した要因といたしましては、美郷町など3町村において集落の再編が行われ、65集落が、合併により新たな16集落として誕生したこと。同じく4町村において、14集落が他の集落に編入されたことなどが挙げられます。

次に、機能別、距離別、地形別の三つの分野ごとに分析して見ますと、機能別では、②のとおり、中心集落と基幹集落の割合が減少し、基礎集落の割合が増加しております。距離別で見ますと、③のとおり、近隣集落が減少した一方で遠隔地集落が増加しております。これは、市

町村合併で役場本庁までの距離が遠くなったことが要因として考えられます。また、地形別では、④のとおり、平地集落、中間地集落の割合が増加し、山間地集落の割合が減少しております。これは、山間地集落を多く含む美郷町などで集落の再編が行われたことが要因として考えられます。

続きまして、ここからはグラフ編で御説明いたします。別冊のグラフ編の1ページをごらんいただきたいと思っております。①の過疎地域等における集落の現状でございます。平成12年から18年にかけての集落人口の増減状況を示しております。右上の「n=852」は、集落が全体で852集落あるという意味でございます。青で示しました人口増または同じだった集落が169集落でございます。オレンジで示しました20%未満の減少集落が583集落、赤で示しました20%以上減少の81集落を合わせますと、全体の約80%に当たる664集落において人口が減少しております。

下のグラフをごらんください。高齢化率別の集落数でございます。赤で示しております高齢化率50%以上の集落が104集落、全体の8.4%となっております。オレンジで示しております40%以上50%未満の集落が206集落、16.6%、30%以上40%未満の集落が490集落、39.4%、高齢化率30%以上の集落を合わせますと800集落となり、全体の約65%を占めていることとなります。

次に、2ページをごらんください。「② 集落機能の維持状況」です。これは、農業の共同作業や冠婚葬祭などの日常の相互扶助機能が現在どうなっているかを、市町村にアンケート調査したものでございます。「ア-1」に記載のとおり、1,243集落のうち、黄色で示しております集落機能の低下が87集落、7.0%、赤で示しております機能維持困難が6集落、0.5%、合計します

と93集落、7.5%となっております。このうち約80%に当たる73集落が、下のグラフのように山間地集落にございます。

3ページをごらんください。世帯の規模別、高齢化率別、地形別に機能低下及び機能維持困難な集落の割合を示しております。まず、世帯規模別の比較でございます。「イー1」と「イー2」のグラフに黄色で示している機能低下と赤で示している維持困難な集落は、10世帯未満の集落は20%、20世帯以上の集落は6%で、10世帯未満の集落のほうが割合が高いことがわかります。次に、高齢化率別の比較でございます。「イー3」と「イー4」のグラフで、高齢化率50%以上の集落が30.7%、高齢化率50%未満の集落が5.5%で、高齢化率50%以上の集落のほうが割合が高くなっております。最後に、地形別の比較でございます。「イー5」と「イー6」のグラフで、山間地集落が14.8%、平地集落が3.6%で、山間地集落のほうが割合が高くなっております。このように、小規模な集落、高齢化率の高い集落、山間地にある集落において、集落機能の低下、または維持困難の割合が高くなっております。

次に、4ページをごらんください。③集落機能の今後の可能性です。集落機能が今後どうなっていくか、その可能性について市町村にアンケート調査したものでございます。アー1に記載のとおり、1,243のうち、黄色で示している集落機能の低下が166集落で13.4%、赤が著しく低下で19集落で1.5%、合計しますと185集落で14.9%となっております。このうち約70%に当たる125集落が、下のグラフのように山間地集落にございます。

次に、5ページをごらんください。世帯の規模別、高齢化率別、地形別に、今後、集落機能の低下及び著しく低下が予想される集落の割合

を示しております。

まず、世帯規模別の比較です。「イー1」と「イー2」のグラフで、10世帯未満の集落と20世帯以上の集落では、10世帯未満の小規模集落のほうが、18.4%と割合が高いことがわかります。次に、高齢化率別の比較でございます。「イー3」と「イー4」のグラフで、高齢化率50%以上の集落のほうが、40.3%と割合が高くなっております。最後に、地形別の比較でございます。「イー5」と「イー6」のグラフで、平地集落よりも山間地集落のほうが、25.3%と割合が高くなっております。このように、世帯規模が小さい、高齢化率が高い、山間地であるといった集落で、機能低下及び著しく機能低下の割合が高くなっております。

次は、委員会資料に戻っていただきまして、7ページをごらんください。「(6)集落での問題の発生状況」でございます。これは、集落での問題発生状況について市町村にアンケート調査を行ったものでございますが、ここでは生活基盤や産業基盤、地域文化など七つの分野ごとに分析しております。また、分野や項目は、昨年、国が実施しました集落調査と全く同じ内容にしておりますので、今回の調査では本県と全国との比較を行っております。なお、グラフの上の濃い部分が全国、下の薄い部分が本県を示しております。

棒グラフの右端を丸で囲っております項目を見ていただきたいと思いますが、本県の多くの集落で発生している問題としましては、一番目に「耕作放棄地の増大」、二番目に「獣害・病虫害の発生」、三番目が「森林の荒廃」の順となっております。

分野別に見ますと、「Ⅳ災害」、「Ⅱ産業基盤」、「Ⅴ地域文化」に関する問題が多く発生し、逆に、

「Ⅰ生活基盤」、「Ⅵ景観」に関する問題は余り発生していないという結果が出ております。

次に、全国のアンケート結果との比較でございます。「多」と示している項目が、全国に比べて本県での発生の回答が多い問題で、Ⅱの④「不在村者有林の増大」、Ⅳの③「獣害・病虫害の発生」、Ⅴの④「伝統芸能の衰退」となっております。反対に「少」と示しております項目が、全国に比べて本県での発生の回答が少ない問題で、Ⅰの②「道路・農道・橋梁の維持が困難」、Ⅰの⑤「住宅の荒廃（老朽家屋の増加）」、Ⅶの④「未利用施設周辺の環境悪化」となっております。また、分野別に見ますと、Ⅳの「災害」に関する問題が多く発生し、Ⅰの「生活基盤」に関する問題は余り発生していないという結果が出ております。

以上が、集落の現状に関する調査のうち基本調査の結果でございますが、今後、特定調査として集落の代表者に対するアンケート調査を実施するとともに、これらのデータから、小規模集落で高齢化が著しい集落や人口減少が著しい集落、あるいは逆に人口が増加している集落等特徴的な集落を抽出し現地調査を行い、集落の抱える問題をさらに詳しく把握した上で、庁内各部及び市町村と協議の上、今後の施策に反映させていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○河野哲也委員長 執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。何かございませんか。

○横田委員 3ページですけど、役場から10キロ以上離れた遠隔地集落が489集落あるということですが、そういう集落に住んでいる高齢者や交通手段を持たない人たちの役場等の手続はどんなふうに行われているのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 詳細につきましては、今

後、特定調査の中で集落の区長さんや住民の方にアンケート調査していきますので、具体的に調査していきたいと考えております。

○横田委員 そういう過疎集落ほど、さっきから出ていますけど、公の施設がだんだん少なくなってきましたよね。公だけじゃなくて銀行とか農協なんかでもそうですけど。過疎振興とか言いますが、結局、ますますそれに拍車をかけているような状況になっていると思うんです。そういうところほど公が手を入れていかんといかんのじゃないかなとも思っているものですから、その点についてはどんなふうにかえられますか。

○湯浅地域振興課長 新たな公ということで、国のほうでもいろいろ検討されているようにございます。例えばNPOとか企業等が関与できる事業については、今後そういった方向でも検討していきたいと考えております。

○横田委員 同じく3ページの一番下ですけど、山間地集落は減少しているということで、その理由が集落の再編だという説明があったと思うんです。でも、消滅した集落はないということですけど、再編された中で、もしかすると消滅に近いような集落はたくさんあるのかなと感じたものですから、そこらあたりはどうなっているのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 ①にございますように、65集落は合併によって新たに16になったということです。それから14集落については他に編入されたということで、全体的に51減少しております。今の状況では、市町村に対してのアンケート調査でありますので、集落の実態はまだ把握しておりません。それも今後、特定調査の中で調査していきたいと考えております。

○横田委員 数字の中で隠れてしまう消滅集落

といいますか、それもあるんじゃないかという気がするものですから、そこらあたりもぜひ調査の一つに加えていただきたいと思います。

○湯浅地域振興課長 3ページにあります、903から852の中には消滅した集落はございませんと御報告しましたが、山之口町ではダム建設によって1つの集落が消滅したというか、移転したところがあります。もう一つは、夫婦の世帯が1世帯あったんですけど、その方はほかのところに移転されたということで、全体では2つの集落が消滅したと言えらると思います。

○濱砂委員 調査結果が出てはいるんですが、グラフ関係のやつは、我々は肌で感じていますからこれは当然だと思ふんですけども。調査の結果が出て、これからいろんな政策なり対策を打っていく。その中で一つだけ具体的なものがあるんですが、実は、西都市に東米良地区という集落があります、御承知だと思いますけれども。ここにJAの金融機関を廃止する動きがある。その原因は何かというと、30億円以上の預金高がないと存続ができない。いわゆる運営効率が悪いということでそのような話も持ち上がっているんです。これがなくなると、そこに住んでいる二百数十人の人たちの年金の振込先がなくなるんです。もう一つは、今のところ特定郵便局が2店舗あるんです。その一つは手前の瓢丹渕ところにあるんですが、そこは国道沿いだということで存続させると。ずっと奥の銀鏡地区、距離にして17から18キロのところは引き揚げるといふ計画らしいんです。そうしますと金融機関がゼロになる。いわゆる年金とかいろんな振り込み関係もできない。預金高もない。300人足らずのところ30億円ですから、1人1,000万円以上の預金がないと存続できんという状況なんです。聞くところによりますと、県

内にはほかにもJAは統合の方向で進めているところがあると、これは御存じですか。

○湯浅地域振興課長 済みません。私は聞いておりません。

○濱砂委員 そのような状況なんです。ここに出ていますように、今後、集落を離れたくても離れられない、行き先がないという人たちも出てくるだろうと思ふんです。現実的にそれがあふんです。これが3戸の集落とか7戸の集落とかそれぞれなんですけれども。そういった人たちのことも、今後の対策として政策を練っていただきたいと思います。

銀鏡地区という一番大きい集落でもそういう状況なんです。JAに存続させると幾ら要請をしても、経営上の問題ですから、採算が立たない、ほかの組合員に迷惑をかけるということになれば、撤退せざるを得んという状況だろうと思ふんです。私が聞いているところでは、県内で4農協7支所あるらしいです。金融機関とすれば同じような状況でしょうから、今後そういったところが発生するという前提において、離村をしたいけれども離村できない。たしか平成2年に寒川から集団移転があつて、市営住宅で対応したんです。一時期、椎葉村では山くずれがあるところを移転させにやいかんということで、1集落を山村定住住宅に移転させましたよね。これがずっと時限で来てたんですが、5年あつて、それを継続して10年まで行きましたか、今切れているようなんです。だから、病院の近くに移りたいといつても、山村定住住宅とかそういうものが切れてしまっている。ですから、遠隔地の小集落から中心集落に移り住めるような制度、あるいは集合住宅なり山村定住住宅でもいいんですけども、そういったものも近い将来必要になってくると思ふますので、ぜひ政策

の中にそういうものも織り込んでいただきたいと思います。要望しておきます。

○中野一則委員 1点だけお尋ねいたしますが、1ページ、基本調査の中で、今回、旧延岡市が調査地域になっておりますが、これは四つの法律のどれが適用されての調査だったのかをお尋ねいたします。

○湯浅地域振興課長 これは過疎法でございます。

○中野一則委員 いつ延岡が適用になったのかということと、過疎法の基準というか定義も教えてください。延岡の現状等含めて。

○湯浅地域振興課長 時点は18年4月でございます。この適用につきましては、「過疎市町村を含む廃置分合・境界変更による新たな市町村」ということで、法律第33条の1項で要件が4件ございます。人口、あるいは合併市町村の生活環境・高齢化の状態、人口と面積の合併前と合併後の比較、財政力指数、この四つの項目で基準が定められまして、旧延岡市につきましてはみなし過疎と指定されております。

○中野一則委員 いわゆる合併したことで、面積とかが加味されて旧延岡市も過疎法の適用になってしまったということから理解すればいいんですか。

○湯浅地域振興課長 そのとおりでございます。

○野辺委員 今さらこんなことを聞いていいのかわかりませんが、集落のカウントの仕方は、自治区のような形態を1つとカウントして1,200という数字になっているんですか。

○湯浅地域振興課長 この調査につきましては、基本的には国と同じような定義、「一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成され、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位」という定義でやっ

たところ。市町村は、1人おられて1集落という取り扱いをされているところもございませぬ。大きな集落になると何千人というのも1集落と。各市町村が定義づけた根拠で1,243に入っております。

○野辺委員 そうすると、例えば1集落として再編した場合、一方は30世帯ぐらいあって、一方は5世帯ぐらいという場合は、2つの集落ということになるんですか、一つの集落になるんですか。1自治区の中に、一方は30世帯、一方は2から3世帯、分離しておって再編して一緒になったという場合は、1集落とみなすんですか。

○湯浅地域振興課長 合わせて1集落ということになります。

○坂元委員 日南市の場合は100何人の区長さんがいらっしゃいます。その区を集落というのか。ところが、区の中に、昔は納税組合と言っていたのが別にあるわけです。葬式や奉仕作業もその集落でやるわけです。日南市の場合、区なら100何ぼだけど、区の中に四つぐらいの納税組合が別にあるわけです。その辺の定義、本県における集落とは何かということから始めないと、いろいろな作業単位、一緒に農作業をやりましょう、環境の整備を一緒にやりましょう、神楽なんかを一緒にやりましょう——全然違うんです。だから、グラフを見てもちょっと違うんじゃないかと。今、野辺さんがおっしゃるとおり、集落とは何か、定義づけが疑問なもんですからね。

○湯浅地域振興課長 詳細はよく存じ上げないんですけど、例えば、下のほうに納税関係の実行組合、その上に集落とか、段階的にあるようでございます。これは市町村が住民基本台帳で区分して報告していただいたということでありませぬので、その辺の齟齬があれば整理し直した

いと考えています。

○中野一則委員 具体的に、えびのは幾つの集落だったんですか。

○湯浅地域振興課長 えびの市は65でございます。

○中野一則委員 そうすると、調査に行った上大河平区というところは、あそこだけで面積は高原町の半分ぐらいはあると思うんです。その中にたった1つしかない本校だったけれども、あの奥地に分校があって、数年前それこそ廃校か休校になっているんです。そこなんかあとわずかしか住んでいないという地域やらあったりして、限界集落の話やらどうか。えびの市は限界集落は一つもないという話も聞いたんですが、調査のときには65が基準になっているんですね。

○湯浅地域振興課長 はい、そうでございます。

○野辺委員 結局、小さい集落が再編された場合は、実際は限界集落みたいに消えていくところがあっても、本当の集落の対策ができないんじゃないかという気がするんです。そういう面で集落の定義を明確にしてもらわんと、各市町村ばらばらで回答したということでは、ちょっと問題があるんじゃないかと思うんです。

○丸山地域生活部長 集落の定義は、今、課長が言ったようなことです。全国の調査も市町村アンケート、今回の調査も市町村に対するアンケート調査ですから、その考え方にそごがあってはいかんということで、先ほど課長が申し上げたような集落の定義で市町村にお願いして調査を実施しております。

委員の皆様方がおっしゃいましたように、再編したら集落数は少なくなって、市町村が、これは消滅した集落ではありませんというような、行政的な再編も確かにこの中に入っています。県がこれが集落だよという定義づけをして、市

町村にこれでやってくださいといったときに、市町村は、「うちは違う。行政区でびしゃっと区分けして、あそこの集落、ここの集落として行政事務をやっているから、その調査はできないんじゃないですか」といったときに、県の考えと市町村の考えにそごが出てくると思うんです。今後、特定調査もやりますので、市町村の職員が、ここは限界集落で冠婚葬祭なんかの社会的な共同生活の機能が低下していると見たところが、実際我々が現地調査に入ったときには、地元の住民はそこまでは意識していない、こういうこともあると思うんです。そこらあたりを、来年の1月から2月に40から50集落予定していますけど、その中で今言われたような課題も整理していけるんじゃないかと考えております。

○中野廣明委員 私は、過疎調査結果を見ても別に驚きも何にもせんのです。戦後61年、過疎対策をどれだけやっておるか。農林水産でもやったり、地域振興でもやっている。調査するのはいいけど、こういう調査というのは、市町村に言わせれば、国富もそうですけど、この間敬老会があったら、60歳以上が何人、大体分かっておるわけです。これをしっかりしたらどうなるか。

結局は、戦後61年過疎対策をやってきて、今は地域振興計画、嫌と言うほど私も見てきたけど、つくるのが目的で、結果、新しいのをつくらせて、またつくるときにまた同じようなのをつくる。最近はそんな話じゃなくて、何でこれだけやってきてこれだけ限界集落になってきたか。その問題点を議論しないと、ここら辺になった経緯を何ぼしてもしようがないと思う。何で働く場所で人口が減るかというのを。今度は視点を変えて。こんな統計なんか探せばいっぱいある。農業振興、林業振興、地域振興、こんなの

を目的だと思ったら、今までを振り返って過去の原因を究明して、そこの議論をせんとしようがないと思うんです。こんなつくるのは無駄だと思う。61年やってきて、今こんな状況になっておるわけだね。目先を変えて原因究明をして、それに対してどうするか。金ぶち込むか、働く場所を持って来るよりしようがない。何ぶ米つくっても輸入自由化で単価は上がらんしね。そこから辺の問題を提起せんと、いくらこんな議論したってしようがないと思います。

今回は調査しておるからしようがないけど、幾ら区長さんにヒアリングしたって答えは分かっている。それが分かっておらんといったら、まだあんたたちは勉強不足よ。以上です。

○西村委員 このアンケートのとり方は、12年と18年の比較で出されていますけど、6年ごととかいう縛りがあるんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 何年おきにというわけではございません。今回の場合は国が調査しまして、大きな問題になってきているということと、過疎法が2年先に切れますので、新しい過疎対策に向けた基礎資料を得るということで調査したところでございます。

○西村委員 最後のページのアンケートの部分は、我が県の森林の荒廃と耕作放棄地が増えているから獣害も増えているという関連性は浮き彫りになっているんですけども、私たちが過疎地域に行ったときに、実際生活に即した部分では、今、お年寄りも車を運転される方が多いですよ。そういう意味では、地域交通網の維持が困難だという回答が少ないという結果も出ているんですけど、今は、携帯電話が入らないということを非常に年配の方も言われるんです。今の時代の生活ベースに合った視点でアンケート調査をとっていただきたいものが多くて、年

配だから携帯電話は使わないとか車は運転しないというのは、今の時代ではマッチングしないと思います。今度特定調査をさらにされるということですから、まだ地デジの問題とかも出てきますので、そのあたりも含めてお願いしたいと思います。

○中野廣明委員 中山間部の過疎対策というのは、地域振興の計画と、今住んでいる人の福祉に分けて議論しないと。今言われたような福祉対策は、極端な言い方をするとかなりできる話かなと思うけど、振興となると全然話が違うから、その辺を含めて議論せんと、何度も言うようだけど、その原因を議論せんと。

○濱砂委員 政策をやって、振興できるところ、あるいは再生できる集落と、もう無理ですというところがあるんです。無理な集落を今後どうしていくか。国道から離れて30分ぐらい、山道ですから10キロぐらい行ったようなところにひとり暮らしの老人とか、2人で生活して、それこそ週に1回か2週間に1回ぐらい買い物に出られるわけです。後ろをついて行ったら時速20キロぐらいで走られるんです。のろのろで歩いていくからだれかと思えば、70過ぎの老人なんです。そんな人たちの小さい集落が何カ所かあるものですから、その人たちがそこで生活ができなくなったとき、もう寸前なんです。そのようなものも政策の中にも含めてもらいたい。再生できるところはぜひ再生してもらいたいんですけども、振興も必要なんです。できない部分というのはかなり深刻な問題になっていると思うものですから、ぜひ今後の政策の中に織り込んでいただきたいということです。よろしくお願ひします。

○野辺委員 新みやざき創造戦略推進本部で重点施策として、中山間地域や未植栽地の対策を

地域生活部から上げられて総合政策本部が決定したと思うんです。来年度予算に向けて、中山間地域の振興のために例えばどういう予算づけをしようとされているんでしょうか。例えばですが。

○丸山地域生活部長 振興対策ですけれども、地域生活部では、平成17年度から元気のいい地域づくり総合支援事業というのを持っています。今、過疎地域等で地域の活性化、産業の振興、例えば1次から3次産業、かけても6なので6次産業と通常いいますけど、起業ですね。これなんかやったらどうかということ。あるいは交流人口の拡大。これにつきましては、日之影町の森林セラピー基地づくり、西米良村の小川作小屋村整備構想、五ヶ瀬町の夕日の里づくり推進会議等に県からも助成して地域の活性化を図っております。

いつも御意見に出てくるんですけれども、やっぱり地域を活性化するにはその地域のリーダー、核となる人をどう地域の中で育てていくか。もう一つは、定住促進のための住宅の整備をどうするか、あるいは雇用の場の創出をどうするか。この資料にも出ていますように、山間地集落では高齢者の単身世帯や夫婦世帯が多いわけですから、その人たちがいかに生き生きとして最後まで元気な生活を送れるか、そこらあたりの施策はやっていく必要があると思います。

それと、濱砂委員がおっしゃいましたように、近くに金融機関がなくなる、物すごく切実な問題なんです。例えば都会から息子さんが金を送ったんだけど、それを引き出しに行く金融機関が身近にない。本当に切実な身近な問題なんです。あるいはデイケアセンターに行く交通手段がない、日用品を買いに行く交通手段がない。そういうのがいっぱいありますので、その交通手段

をいかに確保するのか。先ほど中野委員がおっしゃったように、福祉関連になるかと思えますけれども、福祉のバスを走らせるのか、あるいはコミュニティバスの路線をもうちょっとふやして走らせるのか、細かいことを申し上げますといっぱい問題や課題があります。今回の調査で課題が明らかになるわけですから、集約して各部局連携をとって、当然、こういう結果が出ましたということは各部、市町村にフィードバックするわけですから、その中でよりよい施策が打ち出せるようにやっていきたいと考えております。

先ほど言った、我が部で持っています元気のいい地域づくり総合支援事業は、19年度は23地区採択しておりますので、引き続きそれを積極的に施策として進めます。来年度以降の分についても、条件不利地域でいろんな地域が活性化する元気が出るような事業ができないか、今、鋭意検討しております。

○野辺委員 いろんな予算づけを考えていらっしゃると思うんですが、中山間地域の振興につながるような予算づけに頑張っていただいて、20年度の当初予算に反映されるよう期待をいたしております。

○湯浅地域振興課長 先ほど延岡市の過疎適用の時期を18年4月1日と申し上げましたが、18年2月20日の間違いでございます。失礼しました。

○河野哲也委員長 以上で、地域生活部からの概要説明を終わりたいと思います。

地域生活部の皆さんは退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○河野哲也委員長 委員会を再開いたします。

4の協議事項でございます。まず、(1)の次回委員会についてであります。今回は閉会中の1月24日、木曜日を予定しております。今回は、執行部を呼んで説明聴取ができる委員会としては最後の委員会となります。また、委員会報告書の骨子案について御協議いただきたいと考えております。

執行部から聴取しておく必要があるような事項等ございましたら、御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○中野一則委員 教育委員会と呼びましたか。

○河野哲也委員長 調査先ではありましたが、ここにはないです。

○濱砂委員 植栽未済地の内容を資料で出してもらおうとありがたいです。3年間でゼロにするという市町村別の箇所と予算、計画の内容を織り込んで。

○河野哲也委員長 何を植栽すれば幾ら要るかというところまでですね。

資料関係は今ののでよろしいでしょうか。

○坂元委員 いや、環境森林部を呼べばよい。

○野辺委員 植えた後、どんげすつとですかね。

○緒嶋委員 保育の問題がある。植えておけば一人で育つもんでないから。

○河野哲也委員長 環境森林部をお呼びするということで、資料を準備してもらいます。

○中野一則委員 この前調査した大河平小学校は1人でしたが、結果的に来年からは休校になります。先ほどの総合政策本部の地域コミュニティ維持・再生というところのへき地の学校の教育条件の確保とか、こういうのを大きく取り上げて再生に取り組むということでした。東米良の学校の状況など聞きましたが、本当に教育

委員会としてそういう学校を守れるのか、守る対策があるのか、私はまとめて聞きたいと思うんです。非常に厳しい状況の学校も県下にはたくさんあると思うんです。学校がなくなれば、それこそ集落は限界じゃなくて崩落集落になると思うんです。検討してみてください。正副委員長に一任しますから。

○河野哲也委員長 可能かどうか一任していただけますか。

ほかございますか。よろしいですか。

では、今の御意見を参考に次の委員会の資料等要求してまいりたいと思います。

最後に、その他でございますが、何かございませんか。

では、先ほど申し上げましたが、次回委員会は1月24日、木曜日を予定しておりますので、全員の皆様の御出席をお願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時47分閉会